

「令和8年度千葉県妊活健診支援事業広報啓発・プラットフォーム制作業務委託」提案書に関する質問及び回答

作成日：令和8年2月9日

受付番号	該当書類	該当箇所	質問	回答
1	仕様書	第6 委託業務の概要 1 業務内容	仕様書に記載のある「別添：データ保護及び管理に関する特記仕様書」をご提供いただけますでしょうか。もしすでにWebサイト等で公開済みでしたら、掲載場所をご教示いただけますと幸いです。	ホームページに「別添：データ保護及び管理に関する特記仕様書」を掲載しましたのでご参照ください。 令和8年度千葉県妊活健診支援事業広報啓発・プラットフォーム制作業務委託／千葉県
2	仕様書	第6 委託業務の概要 1 業務内容	ホームページ制作に関して、ノーコードツールやローコードツールを利用することは可能でしょうか。委託内容および「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に準拠するツールであれば、ご提案可能という認識でよろしいでしょうか。(例：WordPress、Movable Type、STUDIO)	作成に要するツールに指定はございません。なお、十分な専門性と高度な調査や企画力を必要とすることから公募しておりますので、仕様書の委託内容や「データ保護及び管理に関する特記仕様書」に記載の内容を十分に達成いただく必要がございます。
3	仕様書	第6 委託業務の概要 1 業務内容	ホームページは「10月1日から運用保守開始」との記載がございますが、こちらは「住民向けに10月1日までにホームページの公開を実施する」という解釈でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
4	仕様書	第6 委託業務の概要 1 業務内容	ホームページに関して、仕様書にある簡易更新(画像やテキストの差し替え)の他に、定期的な情報更新は想定されていますでしょうか。(例：市内ニュースの更新や、コラムの更新等)	御認識のとおりです。詳細なホームページの運用方法は、受託者と協議して実施することを予定しています。

「令和8年度千葉県妊活健診支援事業広報啓発・プラットフォーム制作業務委託」提案書に関する質問及び回答

作成日：令和8年2月9日

受付番号	該当書類	該当箇所	質問	回答
5	仕様書	第8 著作権の取り扱い	<p>第三者が権利を有する著作物(既存著作物)を、貴県の承認を得たうえで利用することは可能でしょうか。</p> <p>※利用においては、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担、使用許諾契約に係る手続きはすべて受託者が手続きを行う</p> <p>※利用された既存著作物について、貴県は許諾条件の範囲で使用が可能</p>	<p>仕様書「第8 著作権の取り扱い」に記載のとおりとなりますので、これを満たすものとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を委託者に譲渡すると共に、委託者に対して著作権や著作者人格権を行使しないこと。 ・事業期間中及び事業期間終了後において、本件業務委託により作成されたすべての成果物の利用及び再編集は、委託者において自由に行うことができるものとする。
6	仕様書	第6 委託業務の概要 1 業務内容	<p>広報啓発動画の掲載場所について、ご指定はございますでしょうか。作成するホームページのシステムの一部として管理する想定か、あるいは貴庁が保有する YouTube アカウントなどに掲載する想定かご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>広報啓発動画の掲載場所については、原則として制作するホームページ内に掲載する想定です。ただし、制作したホームページの運用を終了する場合等は、受託者と協議により掲載場所を変更・追加する可能性がございます。</p>